

働くもののいのちと健康を守る全 国センター

発行責任者: 岩橋 祐治 〒113-0034東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03)5842-5601

年額 1 , 500円 (送料込、会員は 会費に含む)



# 労働者。一人親方とも救済。国。建材メーカーの責任は決着。

### \*\*\*\*\* 九州建設アスベスト福岡高裁判決 \*\*\*\*\*\*

11月11日、福岡高裁において九州建設アスベスト訴訟(第1陣)の判決が言い渡されました。判決内容は、建設現場で働いた者が、アスベストにばく露し、石綿関連疾患になった場合には、労働者、一人親方などの立場に関係なく国は賠償責任を負う。建材メーカーも同様に責任を負うというものでした。

#### 全国的に大きな意義

建設アスベスト訴訟に関する高裁判決は、福岡高裁判決が5件目であり(東京高裁2件、大阪高裁2件)、国に対しては5戦全勝(一人親方等の責任は4勝1敗)、建材メーカーの責任については4勝1敗となりました。

5戦全勝、4勝1敗という数字を見て明らかなように、建設アスベスト訴訟において、国の責任や建材メーカーの責任については、双方とも責任があるということで決着がついたといえます。最高裁で覆すのは至難の業でしょう。福岡高裁判決は、国や建材メーカーの責任を決定づけたという意味で、全国的に大きな意義があります。

また、福岡高裁判決のみに着目しても、1審福岡地裁では、一人親方等の国の責任、建材メーカーの責任がともに認められず、敗訴した被害者がいました。結果、救済される被害者と救済されない被害者が出るという区別がされてしまいました。しかし、福岡高裁判決は石綿関連疾患になった被害者全員を救済するものでした。

#### 今こそ、早期救済を

労働者だろうが一人親方だろうが、被害者は皆アスベストが危険なものと知らずに、一緒に建設現場で働き、アスベスト製品を扱って病気なりました。皆同じなのだから、全員区別なく救済されるべきという原告団・弁護団・支援者の思いが結実した大変すばらしい判決です。判決の結果を聞いた生存原告・遺族原告も皆、大変喜んでいました。



報告集会で団結ガンバロー

もっとも、ただ喜んでいるだけという訳にもいきません。もともと遺族原告が多い訴訟ですが、石綿関連疾患は重篤で、提訴時にご存命でも、福岡高裁判決を待たずに多くの被害者が亡くなりました。全国の裁判でも同じです。訴訟の場において決着がついた今こそ、できるだけ早期の解決が求められます。そのためにも、基金構想の実現など解決の枠組みを作るべき時が来ています。

#### 二度と被害者を出してはならない

これからアスベストが使用された建物の解体のピークが来ます。二度と悲惨なアスベスト被害を出さないために、解体時のばく露予防対策を確立することが急務です。

国や建材メーカーから被害を受けた被害者、特に 生存している被害者のために、早期賠償を実現する とともに、二度と悲惨なアスベスト被害者を出さな いために、原告団・弁護団・支援者皆で闘っていく 所存です。(九州建設アスベスト弁護団 大津集平)

#### 〈今月号の記事〉

大規模災害からいのち・生活を守る……2~3面 各地・各団体のとりくみ じん肺キャラバン/全国 センター/労働法制中央連絡/東京地評…4~5面 過労死シンポ(中央)/理事会報告……6面 社会保障を守る国民集会/相談室だより……7面 安全対策委員会……8

### 相次ぐ自然災害

### 住民を守り、復旧・復興を進める人員の確保を

大規模自然災害が連続して起こっています。8月には九州北部豪雨、9月には15号・19号台風と連続的に起こった強風や豪雨。被害は広範囲に及び、冬の到来を前に復旧が急がれています。しかし、公務員はこの間、大幅に削減されています。農業被害も甚大で再建のための国・自治体の支援が急務です。現場からの声を紹介します。

### 国公 労連

#### 地方機関の削減で対応に困難 地方機関に削減が集中

国土交通省では、災害が発生すると、地滑りや河川はん濫、道路崩壊などの被災状況を調査して自治体を支援しています。また、船舶の航行の安全をするため、大雨で海に流れ出した流木やごみの回収を行っているほか、船を利用した被災者の入浴支援や食料や飲料水等支援物資の運搬も行っています。

こういった防災・災害対応は、国民の安全安心に 直結するものとして国土交通行政のあらゆる分野で その比重が高くなっていますが、対応にあたる人員、 体制は十分と言えるものではありません。

国土交通省が被災地に派遣しているテックフォース(緊急災害対策派遣隊)に登録されている隊員のほとんどは地方勤務の職員です。しかし、過去5年間で政府全体、また国土交通省全体の定員は微増もしくは維持していますが、例えば地方整備局の定員は2014年度比で96.0%と削減されており、職員の削減は地方機関に集中しています。

災害発生時に命を守る行動として、住民の避難行動が重要です。気象庁では、避難の判断のもととなる警報・注意報等の「防災気象情報」を発表しているほか、職員を自治体に派遣し、各機関のニーズや活動状況を踏まえてきめ細かな解説を行うことで、



写真提供: 国土交通省九州地方局

関係機関の防災対応を支援しています。しかし、逆行するかのように、自動化や中央への集約化を理由 に測候所は廃止され地方気象台の定員は削減されて います。

これ以上職員が減らされ続ければ、自然災害から 国民の生命、財産を守ることはできません。また、 被害を軽減するためには日々の管理や観測等も重要 です。国土交通労働組合として防災・減災、災害対 応に欠かせない要員・体制確保の実現にむけ、国民 の理解・協力を得ながらとりくみを進めていきま す。 (国土交通労組 窪園義幸)

#### 自治 労連

## 非常参集等災害時における自治体職員の労働安全衛生の確保を

今年も佐賀県での大規模浸水被害や台風15号に伴う千葉県を中心とした風水害と停電被害の長期化、台風19号に伴う全国規模の河川氾濫被害など、大規模かつ広範囲に及ぶ災害が発生しています。

自治体では、地震や風水害に対応するため「非常配備体制」を準備しており、災害の規模に合わせ非常参集(非常呼び出し)する仕組みをとっています。非常参集時の主な業務は、避難所の設置や運営、被害状況の把握、避難情報の広報、道路破損の応急復旧、応急給水作業など多岐にわたり、緊張感ある業務の連続です。

無計画に進められた人員削減と職員の非正規化などの影響を受け、非常配備態勢は職員に長時間過重労働を強いる状態となっています。

千葉県本部には、災害対応業務に追われ帰宅すらままならない状況が続く職員の配偶者から「このままでは妻の健康が心配」と悲痛な声が届きました。 人員不足に起因する長時間過重労働と健康被害の深刻な状況が相次いでいます。

朝日新聞の調査によると、昨年発生した西日本豪雨の被災自治体(広島・岡山・愛媛)職員の2018年7月の時間外労働が、国が定める過労死ライン・月100時間を超えていたケースが少なくとも2700人以上に達している状況でした。また、10月16日に開催された「第15回過労死等防止対策推進協議会(厚労省)」において、委員の民間企業産業医から地方公務員の災害時の働き方(2週間で80時間を超える時間外労働をさせられているなど)について厳しい指摘がされました。

#### 相次ぐ自然災害

### 力合わせ、1日も早い生活再建を

自治労連では、災害時の非常参集及び災害の対応 に係る業務について、労働基準法第33条1項の取 り扱いと、継続的な健康被害の防止策の実施などに 安全衛生管理者の責務を徹底させるとともに、たと え災害時であったとしても過労死基準を超える働き 方をすることのない安全衛生管理体制の拡充と適正 な人員配置を求める運動をすすめています。

(自治労連 佐賀達也)

神 奈 川建設労連

#### 70人の仲間が支援

高所作業に力を発揮

全建総連神奈川県建設労連では、国交省からの支援要請を受け、台風15号により特に甚大な被害を受けた千葉県において、住宅復旧を中心としたボランティア活動を行いました。9月21日~10月6日までの土・日を中心に、市原市、南房総市、袖ヶ浦市にのべ70人の仲間が活動に参加しました。

朝、地元ボランティアセンターに集合し、支援要請のリストをもとに4~6人を1グループに、時間の許す限り各世帯を回り住宅の復旧作業を行いました。

建設組合として、現地で特に求められた活動は、 屋根のブルーシートがけや応急処置など、一般の人 にはできない危険を伴う高所作業などです。木造建 築の構造を知り尽くした建設職人の技術と知識が最 大限に発揮されました(**写真**)。

軒天井の修復作業を行った家の住民からは「どこに頼んでも今はできないと断られて困り果てていた。神奈川から技術をもった職人さんが来てくれてとても驚いている。本当にありがとう」との言葉が寄せられました。参加した組合員の仲間は「地元でも台風の被害が大きく、修理の依頼が200件以上入っている状態。ただ、困っている人がいて、自分たちが力を発揮できるのであれば、参加しなければと思った」と語りました。



大規模な自然災害はこれからさらに増えていくと 思われます。技術技能をもった建設事業者・職人・ 建設労働組合の存在意義がますます大きくなってい きます。

(神奈川県建設労連 曽我勇気)

農民連

#### 政府・自治体への要請を強化 収穫後の被害農産物にも補償を

2014年方以の降よ災大業いすのの降よ災大業にに模害いのには関いののののではながいのののでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、



倉庫に浸水し2000袋の収穫直後の玄米が 被害に(茨木県常陸太田市)

雪では、関東の広範囲で多数の農業用ハウスの倒壊・破損が発生しました。この際に農民連は「災害を契機に離農者を出してはならない」と農水省に強く要請し、被災ハウスの撤去の全額補助やハウス再建の国庫補助率2割引き上げ、対象農家の拡大を勝ち取りました。この時の支援策が、以降の大規模災害のベースとなっています。

支援策の実施主体は地方自治体です。そのため各都道府県や自治体への働きかけが、スムーズな支援策の実施には不可欠です。昨年の台風21号被害の時に、大阪で玉ねぎの乾燥用の小屋が多数壊れました。農水省は再建の支援を決定しましたが、大阪府が「違法建築」と決めつけ、適用を拒否する事態となりました。大阪農民連は国会質問や対政府・対市交渉を繰り返し、予定通りの支援の実施を勝ち取りました。地方自治体への働きかけが功を奏しました。

今年の台風19号・21号では福島 (写真) や宮城、 長野など多くの県で多数の河川の氾濫が起きました。多くの田畑が水没し、押し流され、土砂や稲わらに埋もれました。農林水産物の被害額は2200億円を超え、東日本大震災に次ぐ過去最大級の被害です。収穫後に被害にあった農産物については、ほとんど補償はありません。今度の未曾有の災害で何としてもこの点を突破することが、復興にも今後の災害に備えるためにもどうしても必要です。

(農民運動全国合会 渡邊信嗣)

#### 各地・各団体のとりくみ

じん肺キ ャラバン

#### 成果と課題を確認し運動の強化を 第30回なくせじん肺全国キャラバン

第30回の大きな節目となった「2019年なくせじん肺全国キャラバン」が、9月30日から10月24日までの3週間余にわたり実施されました。本キャラバンでは、トンネル工事における8時間労働の厳守、建物の解体におけるアスベスト被害の防止、特にアナライザーの導入、トンネルじん肺基金や建設アスベスト被害者補償基金の創設を求める運動を中心に取り組まれました。

本年は、9月30日にキャラバン発祥の地というべき長崎北松じん肺訴訟の現地である長崎県佐々町のじん肺根絶記念碑前で、全国から約250人の参加で慰霊式と全国出陣式集会を行いました。

その後全国47都道府県での行動を積み重ねて、10 月23日、24日に東京での集結行動が行われました。 厚労省は、私たちの要求を真摯に検討しておらず、 意見として聞き置くという回答に終始し、じん肺・ アスベスト被害の根絶に向けて具体的な対応をする といった姿勢はうかがわれませんでした。環境省、 国交省の対応も同様に不誠実なものでした。23日



の集結院内集会は、建設アスベスト訴訟で国の責任が10件連続して断罪され、11月11日には福岡高裁での判決があることから、宮本憲一先生(大阪市立大学名誉教授)にアスベスト被害の救済と根絶の必要性について記念講演をしていただきました(写真)。また、トンネルじん肺救済法の早期成立に向けた運動や各地キャラバン行動の報告、原告らの決意表明がありました。与野党の国会議員も多く参加し、原告らへの激励の挨拶を受けました。

本キャラバンの成果と課題を確認し、さらにじん 肺・アスベスト被害根絶の運動を強化していきたい と思います。今後ともよろしくお願いします。(全 国じん肺弁護士団連絡会 鈴木 剛)

全国センター

#### 発信を強めよう

第2回単産労働安全衛生担当者会議

10月18日、いの健全国センターは「第2回単産ローアン担当者会議」を開催。今回は、4月より「働き方改革関連法」が随時施行される中、厳しい職場環境の下で、健康に働き続けられる職場づくりと労働組合の果たす役割の確認と情報共有を目的として開かれ、5単産と全国センターから9人が参加しました。

最初に、「女性活躍推進法等の一部改正とILOにおける『仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約と勧告』の採択」と題し、全国センターの岩橋祐治事務局長が講演。「企業は防止策さえ設ければハラスメントが起こってもよいとしている。ハラスメントそのものの廃止が必要だ」と今回の法を批判し、「ハラスメントは基本的人権、人格を否定する行為であり、政省令や指針を活用して、職場におけるハラスメントをなくすたたかいを進めていこう」と強調しました。

取り組み交流では、「労安対策委員会での内容を 機関会議や加盟組織に伝えているが、すべての支部 (職場)に労安活動の位置づけを徹底することが課 題となっている」(日本医労連)。「人手不足で退職者を出すと困るということもあり、ハラスメントは減少している。ハラスメントが起こったらすぐ労組に相談するように周知もしている」(検数労連)などの報告もありました。自治労連からは「災害対応にあたる職員が過労死水準を超える働き方になっている。人数増が必要。労安活動も弱まってきている。発信を強めなくてはならない」と報告がありました。

職場の実態では、ハラスメントで新入社員が5月の連休前から休職しているが、個人の問題で終わらせようとしている会社があること、過密労働で職場でのケアができない、平均年齢が下がった職場では循環器疾患は減ってきているが、メンタル不調者は増えている、などの報告がされました。労働安全衛生の取り組みは「労働組合の弱体化」も大きな要因であることを共有し、職場改善、人員増、職場でのコミュニケーションの強化が必要と一致しました。第3回いの健カレッジの提案に対しては、「いのちと健康が一番ということを共有できるような取り組みにしよう」という意見が出されました。

(全労連 井之上 亮)

#### 各地・各団体のとりくみ

#### 労働 法制

#### 反転攻勢の一年に転換をしよう! 2019年度労働法制中央連絡会総会

労働法制中央連絡会(自由法曹団、MIC、全労連などで構成)は10月31日、2019年度総会を都内で開催しました。総会には5団体10単産、5地方(地域)から39人が参加しました(写真)。

伊藤圭一事務局長がこの1年の運動を報告。「この間、法律の欠陥を知りながらも、多くの労働者に知らせきることができなかった」とし、次年度の中心課題であるとしました。他方で、現状打開につながるチャンスの芽として、①労働法への関心の高まりと労働組合への期待の高まり、②広範に網羅的に労働法制の規制緩和が進められすべての労働者に関連性がある、③最賃1500円、全国一律最賃制への関心の高まりの3点を挙げ、「チャンスととらえる目線で、反転攻勢の一年にしよう」と強調しました。

今後の課題として、高齢者雇用、企画業務型裁量 労働制の拡大阻止、解雇の金銭解決制度反対の取り 組み、雇用されない働き方、副業兼業促進、労働時 間管理の在り方、派遣法の見直しなどの課題を紹介 し、「事態をすべての労働者に知らせながらたたか



っていく」とし、組織間における情報共有、批判検討会の開催、学習宣伝素材の作成、市民的関心を高めるための宣伝行動の展開、各団体との懇談、中央連絡会の組織強化を方針として提案しました。

主催者あいさつに立った労働運動総合研究所の松 丸和夫代表理事は、「運動の蓄積、到達点を活かし ながら、力を結集して高めることが求められている」 と強調しました。

全教、MIC、JMITUから特別報告があり、成果と課題の共有がされました。また、討論では労働法制中央連絡会の役割の強化、労働行政をめぐる情勢、現場でのハラスメントの実態と労働組合の取り組みが報告されました。

(全労連 井之上 亮)

### 東京地評

#### 学び交流し、成果を広げよう 第13回東京働くものの権利討論集会

11月2日、東京労働会館で第13回東京働くものの権利討論集会が開催され、100人が参加しました。

荻原淳東京地評議長の開会あいさつに続き、記念講演は「同一労働同一賃金論の起源と発展―日本の課題も含めて」をテーマに、朝倉むつ子早稲田大学名誉教授が行いました。講演では、国際基準としての「同一賃金」原則や日本における男女・非正規労働者の賃金差別裁判のたたかいが紹介されました。また、日本で同一価値労働同一賃金を実施するためには基本給における差別禁止を法律に明記させること、労使が参加する勤務評価の実践が求められていると提起しました。

分科会は「権利闘争・労働紛争」「職場のメンタルヘルス不調 予防と対策」「コミュニティ・オーガナイジング ワークショップ」の3分科会。「職場のメンタルヘルス不調 予防と対策」の分科会では、冒頭に社会医学研究所の門田裕志理事がハラスメント問題を中心に報告。また、東京過労死を考える家族の会の渡辺しのぶさんは、家族の会には長時間労働に加えて、ハラスメントを原因とした若い人



「職場のメンタルヘルス不調 予防と対策」分科会

のメンタル疾患や自死の相談が増えていることを具体的な事案を上げて訴えました。出版労連では、「ハラスメント根絶宣言」を事業主に迫る取り組みが行われ、成果をあげてきているという報告もありました。

また、現在労働政策審議会で検討されている「ハラスメントについての指針素案」がまったく不十分なものであり、改善を要求することが必要との指摘がありました。

ハラスメントによるメンタル疾患の労災認定は立 証が難しいこともあって厳しい状況です。ハラスメ ントのない職場づくりの取り組み強化を確認する分 科会となりました。

(全国センター 岡村やよい)

# 一派らない過労死。過重労働。ハラスメント防止が必要

11月6日、千代田区内で過労死等防止対策推進 シンポジウム(東京中央会場)がありました(参加 者約350人=主催者発表)。

#### 「過労死等防止対策白書」より

厚生労働省労働局の令和元年版「過労死等防止対策白書」からの報告では、昨年度「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に新たに追加された重点業種=建設業・メディア業界に関する調査分析結果が紹介されました。2業種とも、長時間労働と勤務間インターバルが短くなっています。過労死等の認定件数は、脳心臓疾患・精神障害ともに横ばい(減っていない)です。

#### 具体的な事例を踏まえて過労死防止対策を

過労死等防止対策全国センター共同代表の川人博 弁護士は、業種別・労働問題ごとに事例を挙げて対 策の課題と必要性を強調しました。「働き方改革」 は、霞が関から実行をと国家公務員の労働実態を指 摘しました。また、建設・運送・教育・警備・高齢 者など各業種での過労死事例が紹介されました。中 には、人工衛星「いぶき」の管制業務などに従事し ていた31歳男性の例もありました。

この上で、注意を喚起すべき課題として、東京五輪に向けた過重労働防止・熱中症対策、採用活動時や内定後のハラスメント防止が必要と述べました。 過労死を考える家族の会から、4人の報告がありま



した。妻を亡くした山口俊哉さん**(写真)**は、「仕事が増えたら人を増やさなければならないはず。死ぬためではなく、生きるための仕事を」と訴えました。ハラスメントが原因で娘を亡くした母親は、「ハラスメントは心を刺すナイフです」と語りました。

#### 過労死の陰にハラスメント

大和田敢太・滋賀大学名誉教授の講演「職場から 過労死もハラスメントもなくすために」で大和田氏 は、ハラスメントは過労死の原因の1つと話しまし た。職場でのハラスメントは、「指導」「仕事がで きないから」などという理由で行われることがあり ますが、「強制わいせつ罪に意図不要」との最高裁 判決を例に「ハラスメント(犯罪行為)は意図では なく行為が問題。被害者の立場に立った対策を」と 強調しました。 (全国センター 宮沢さかえ)

講演は「ぐっすり眠って、しっかり働く」(高橋正也氏)との選択制でした。

#### 第6回理事会報告

10月26日から27日にかけて、いの健全国センターの2019年度第6回理事会を開催しました。

理事会に先がけて、学習会「『感情管理労働』と法」を開催しました。講師は、水谷英夫弁護士でした。水谷弁護士は、「今何故『感情管理労働』が問題とされるのか?」、「『感情管理』労働という視点から何が見えてくるのか?」と問いかけ、「働くということは感情と理性から成る精神と、身体の統合体である人格の重要な一部であり、感情管理労働は、『演技し表情を読んで行動する』労働であり、自己と他者の感情を管理、支配・コントロールしながら働くことである」と指摘。感情管理労働の実態と問題点、感情管理労働の特色について触れ、人の法である労働法のルネサンス(復興)、人の法(労働環

境) に支えられた物の法(労働条件)の実現の重要

#### 2日にわたり開催~学習会は「感情管理労働」

性が強調されました。

議事に入り、この間のとりくみでは2019年度第 2回単産労安担当会議・その他の会議、出席理事か ら各団体・地方・個人からの報告がありました。

情勢では、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入する法案(給特法改正案)と労政審の雇用環境・均等分科会に提示されたパワハラ指針の素案の問題点について意見交換を行いました。

協議事項は、26日に当面するとりくみ(地方センタープロジェクト会議の開催、第1回安全対策委員会の開催、「当面する労働政策に関する要請書」にもとづく厚生労働省要請・懇談の実施など)について協議し、27日に第22回総会関連(開催要項・総会議案・次期役員体制・いの健賞の推薦など)について協議しました。(全国センター 岩橋祐治)

# 「いのちまれ」憲法まされり」のコールが響く

#### ||||||||| 憲法・いのち・社会保障を守る10・17国民集会 ||||

「憲法・いのち・社会保障を守ろう」―日本医労連、保団連、全日本民医連、社保協など10団体が参加する実行委員会が主催の「国民集会」が10月17日、日比谷野外音楽堂を会場に開かれました。

実行委員会を代表して森田しのぶ日本医労連中央 執行委員長があいさつ。「いつでもどこでも安心し て受けられる医療・介護は国民の切実な願いです。 憲法でも保障されている権利です。みんなで大きな 声で訴えていきましょう」と呼びかけました。

応援に駆けつけてくれたのはタレントの室井佑月さん。乳がんを患い入院・療養体験のある室井さん。 「病院に行くのが楽しみ。褒めてくれたり、励ましてくれたり。看護師さんと話すのが楽しい」と話します。私たちが今、取り組んでいる運動に「あきらめないで声を上げ続けることが大事。最後は絶対に勝つ。正しいのはこっちだから」と力強いエールを送ってくれました。

集会では、福祉の現場、医師、介護、看護の現場、 国保問題など課題別にリレートーク (写真)。福祉 現場からは「介護現場は人手不足で人材派遣業界の 金もうけの対象となっている。福祉に"生産性"と いう考えは相容れない。権利としての社会保障を守 るため頑張りましょう」との訴え。また、台風19 号で大きな被害が出た長野県の高見澤信也さんは 「今日ここに参加する予定だった多くの仲間たちも 利用者さんのいのちを守るため、必死に頑張ってい



ます」「介護の仕事は、最後までどう生きたいか利用者さん本人と家族の思いに寄り添って専門性を発揮して働くもの。慢性的な人手不足によりやりがいをもって介護できないと感じることが多い」「介護職の専門性が著しく軽視されていることに憤りを感じます」「介護労働者の価値をもっと訴えていきたい」と発言しました。

後半からは雨が降り出しましたが保団連の医師による社会保障クイズや東京医労連「チーム美魔女」のパフォーマンスで大いに盛り上がりました。

集会後は、元気いっぱいのサウンドカーを先頭に 銀座までパレード。「安心できる 医療をしたい」 「ゆとりをもった 介護をしたい」「笑顔があふれ る 保育がしたい」「いつでも笑顔で 働きたい」 と、熱くアピールしました。集会参加者は、2500 人を超えました。

(医労連 温井伸二)

### シリーズ 相談室だより(127)

#### 「働き方改革」警鐘を鳴らさねば

休職してうつ病の療養を続けていたAさん(30代)は、2018年7月に簡易宿泊所管理会社に再就職しました。雇用契約は、1日7時間で月15日の労働、社会保険、雇用保険加入で、月給は約8万円で宿泊所の清掃業務でした。

会社は10月にAさん対し、「清掃業務を請負にし、その責任者をやってもらう、委託料は社員時の給与より大幅に上乗せになる」という連絡をしてきました。

Aさんは、業務委託の詳細もわからないまま、収入が増え、責任ある業務を任されたとの思いで、会社から提案される通りに働くことになりました。

12月頃より清掃実務と管理業務が大幅に増え、 睡眠障害や無気力などの症状が再燃し、仕事を続け

#### 京都労災職業病対策連絡会議 芝井 公

ることが出来なくなりました。11月からの業務請負で、雇用関係はなくなっており、休職や社会保険、雇用保険の対象にもならず、療養のため請負契約を解消せざるを得なくなりました。Aさんの社会復帰は叶いませんでした。

Aさんのような雇用関係によらない働き方は、政府で検討が続けられており、内閣府の調査では、すでに副業を含めると341万人が存在すると言われています。政府は本年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略フォローアップ」を閣議決定し、財界の意向に沿った「雇用関係によらない働き方」をさらに進めようとしています。

Aさんのような被災者を生み出さないためにも、 ディーセント・ワーク実現のため、今後進められる 「働き方改革」について警鐘を鳴らしていかなけれ ばなりません。

#### 安全対策委員会で「高齢労働者の安全問題」を学習

いの健全国センターでは、「20年目を 迎える『いの健』の目標と課題」の課題の 柱と一つとして「安全問題の強化」を取り 上げました。新自由経済ののもと安全対策 が軽視され重大事故も多発しています。ま た、外国人労働者、非正規労働者の増大、 危険作業の外注化(雇用によらない働き 方)など、職場の変化に応じた安全対策が 求められています。11月16日、いの健全 国センター安全対策委員会をスタート。厚 労省でも検討が進められている「高齢労働 者の安全と健康」をテーマに学習し、今後 の進め方など意見交換を行いました。

#### 70歳までの就業機会の確保がテーマ

学習会は全労働中央執行委員の高梨雅文 さんを講師に「高年齢労働者の安全と健康 ~ 労働基準行政における安全衛生指導の実 情を踏まえて」をテーマに行いました。

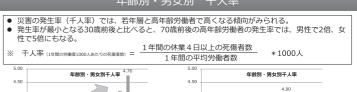
厚生労働省では、今年8月から「人生100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康 に関する有識者会議 | を開催しています。 会議は、「骨太方針」に基づき、70歳ま での就業機会の確保を大きなテーマとし、 高年齢労働者の特性に配慮した効果的な安 全衛生教育のあり方、安全対策、健康確保 対策などを検討事項としています。

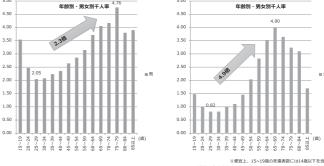
第1回会議では、高年齢労働者の雇用就業と労働 災害の状況として、労働者に占める60歳以上の高 年齢労働者が2018年には17.2%と16年間で2倍 近くに増えていること、労働災害の発生率(千人 率) で発生率が最小になる30歳前後との比較で、70 歳前後の発生率は男性で2倍、女性で5倍になって いることなどが報告されました。

#### 技官の採用再開を

高梨さんは、1年半前まで宮城県の労働基準監督 署に勤務。安全衛生の担当に長く携わってきた経験 を踏まえて多くのデータの基礎になる「労働者死傷 病報告書」についての不十分さも指摘。限られたデ ータを絶対視した高齢労働者対策の検討でなく、「誰 もが安心して働くことのできる職場づくり」の視点 が重要であり、現場に寄り添った指導のできる専門 性を持った職員の体制が必要であると強調しまし







※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた 報告(平成30年)、労働力調査(基本集計・年次・2018年)

た。

厚生労働省は2008年以降、厚生労働技官の採用 を停止し、監督官の一部が順次、安全衛生業務に2 年程度従事するという人事制度が行われています。 全労働では採用再開を強く求めています。

参加者からは、職場の安全衛生活動の状況や課題 を出し合い、「予防活動に重点をおく活動の強化」 や「未組織労働者へのアプローチの視点でも安全問 題が重要」など問題意識を交換し、安全対策の重要 性を確認しました。次回は来年2月に開催予定です。

> (全国センター 岡村やよい)

#### 前号の訂正とおわび

【1面】川西龍太郎弁護士→河西龍太郎弁護士

【8面見出し・1 行目】情報機器作業→VDT作業

※今年7月に出された「情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン」は、2002年に出された「VDT作業における 労働衛生管理のためのガイドライン」が改定されたものです。編 集作業により不正確な記述になってしまいました。お詫びして訂 正いたします。